

兵庫県稲美町農業委員会  
令和5年11月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年11月24日（金）13時30分～14時30分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事  
報告第13号「農地法第18条第6項の規定による届出について」  
⇒承認（1件）  
報告第14号「農地法第3条の規定による許可申請について（専決処理）」  
⇒承認（1件）  
報告第15号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
（専決処理）」⇒承認（3件）  
議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
⇒許可（8件）  
議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ  
いて」⇒許可相当（1件）  
議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（14名）  
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透  
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎  
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代  
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局等職員  
農業委員会事務局：局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人  
4番・山口 透 委員 6番・上田尚秋 委員
- 8 議 事  
事務局： 定刻が参りましたので、ただいまから令和5年11月定例会を開会  
いたします。  
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会の挨拶を申し上

げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願ひします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、4番山口透委員、6番上田尚秋委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願ひします。

今月の議案は、既に配付しておりますとおり、報告第13号から第15号及び議案第39号から第41号まででございます。よろしくご審議をお願ひします。

議 長： それでは、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町野寺字上南岡

地 目： 田

面 積： 1, 504 m<sup>2</sup>

賃貸人： 地元土地所有者

賃借人： 町外在住の農業者

設定された権利： 利用集積賃貸借権

解約理由： 5条申請予定のため

解約届出日： 令和5年11月2日

解約成立日：令和5年11月2日

土地引渡時期：令和5年11月2日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町野谷字南岡	田	2, 000 m <sup>2</sup>
	田	425 m <sup>2</sup>
中岡	田	2, 733 m <sup>2</sup>
(野々池東方、南方) 3筆合計		5, 158 m <sup>2</sup>

移動する権利：所有権（競売による）

譲渡人：死亡した町外在住の所有者

譲受人：町外在住兼業農業者

令和5年6月に買受適格証明書を交付しており、その後事情の変化がないもの

専決処理：令和5年11月21日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、競売による所有権の移動で、稲美町農業委員会として令和5年11月21日付けで許可書を交付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第15号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町中村字八反坪	田	591 m <sup>2</sup>
	田(現況道路)	9.91 m <sup>2</sup>

田 5 7 7 m<sup>2</sup>

田 3 5 3 m<sup>2</sup>

田 5 9 4 m<sup>2</sup>

田 6 3 m<sup>2</sup>

(天満小学校北西方) 6 筆合計 2 1 8 7.91m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農業者 2 名

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成し、道路及び宅地 1 1 区画とする。雨水は開発区内道路側溝経由で、既存道路側溝に放流。汚水は公共下水道に接続。開発行為許可通知書の写し添付。

専決処理：令和 5 年 1 1 月 7 日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和 5 年 1 1 月 7 日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に「番号 2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号 2」

所在：稲美町国岡四丁目 (城ノ池西方)

地目：田

面積：5 7 6 m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成し、3 区画とする。雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水道接続。開発行為許可通知書の写し添付。

専決処理：令和 5 年 1 1 月 7 日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和 5 年 1 1 月 7 日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願いま

す。

次に「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町国岡1丁目（国岡東交差点南東方）

地 目：田

面 積：1,015㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：賃貸露天駐車場 42台分

土地利用計画：造成し、砕石敷きする。外周3方はブロック2段積みする。雨水は、東側へ1%の勾配をつけ、道路側溝に落とす。

専決処理：令和5年11月7日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
（意見、質問なし）

議 長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、賃貸露天駐車場への転用で、稲美町農業委員会として令和5年11月7日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議 長： それでは、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は8件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町北山字籠池（下ノ池東）

地 目：田

面 積：2,919㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町内所有者

譲受人：地元兼業農業者

農機具：トラクター2台・田植機・コンバイン・軽トラック・草刈機

栽培作物：水稻、野菜、麦

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。譲受人は今後の作付けが見込まれ、周辺地域の効率的な農地の利用に支障はないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和5年11月21日13時30分～17時00分までの間、5番梅本成子農地担当副会長補佐、2番坂本英正会長、9番井澤守委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は地元営農組合が麦を播いていました。申請人は大規模に農業をされており、引続き耕作されると思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町蛸草字下條 (内ヶ池北西方)

地 目： 田

面 積： 10 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 高齢の地元所有者

譲受人： 町内在住兼業農業者

農機具： トラクター・草刈機

栽培作物： 水稲・野菜

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。譲受人は隣接する農地の管理もできているので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・梅本委員： 申請地は小さな三角地です。譲受人は、申請地も管理するということで、隣接の所有農地は草刈して鋤いてあり、しっかり管理してありました。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町加古字四軒屋 (四軒屋池跡北)

地目： 田 (現況：畑)

面積： 342㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 隣接地に居住し、長年申請地を借用耕作する者

農機具： トラクター・草刈機・軽トラック

栽培作物： 野菜

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進員は石見委員です。譲受人はこれまでから申請地を耕作しており、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・梅本委員： 申請地には玉ネギ・ダイコン・ミカンなどが植えられていました。譲受人は農機具や資材も持っておられます。これからも申請地で耕作されると思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

「番号4」から「番号6」については、私が小委員会の担当委員で

すので、議長を藤本勝彦会長職務代理者と交代いたします。  
議長（藤本会長職務代理者）： 坂本会長に代わり、議長を務めさせていただきます。

「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町中村字徳	田	1 0 1 m <sup>2</sup>
	田	6 3 6 m <sup>2</sup>
	田	1 3 1 m <sup>2</sup>
中村字西角	田	2 8 5 m <sup>2</sup>
	田	8 7 5 m <sup>2</sup>

(下沢児童公園南東方、南西方) 5筆合計 2, 0 2 8 m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：高齢の地元所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター・コンバイン・田植機・草刈機

栽培作物：水稻

事務局： 説明は以上です。

議長（代）： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は吉田委員です。譲受人は耕作管理の見込みがあるので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長（代）： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・坂本会長： 申請地のうち3筆は、夏のパトロール時は遊休状態でしたが、除草・耕運されていました。今後は野菜を作られると思います。他の2筆は水稻あとで、1筆は隣と一体で、他は1筆で管理されています。来年以降も同様の適切な管理が見込まれます。

議長（代）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長（代）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（代）： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。



事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所 在：稲美町幸竹字南谷	田	1 7 0 m <sup>2</sup>
	田	1, 2 4 7 m <sup>2</sup>
字丸岡	田	2, 2 5 7 m <sup>2</sup>
	田	1, 5 9 0 m <sup>2</sup>

(幸竹集落西方、幸竹交差点北方) 4筆合計 5, 2 6 4 m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者2名

譲受人：町内在住農業者

農機具：トラクター・田植機・農用自動車・草刈機

栽培作物：野菜・イチゴ・果樹

事務局： 説明は以上です。

議長（代）： 「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。譲受人は耕作の見込みがあるので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長（代）： 「番号5」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・坂本会長： 南谷の2筆は一体になっており、ヘアリーベッチが播かれていました。丸岡の1筆はヘアリーベッチ、1筆は水稻あとです。譲受人は町内で大規模に農業経営をされており、問題ないと思います。

議長（代）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長（代）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（代）： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり許可することに決定します。

「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所 在：稲美町六分一字棚田 (六分一集落西)

地 目：田

面 積：2 4 6 m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：相続により所有者となった地元在住者

譲受人：地元在住者（所有権移転仮登記した者の相続人）

農機具：管理機・草刈機・小農具

栽培作物：野菜

議長（代）： 「番号6」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西委員です。譲受人はこれまでから申請地を耕作しており、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長（代）： 「番号6」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・坂本会長： 申請地の隣は遊休状態の農地がありますが、申請地はきれいに管理されています。一部には野菜が植えられており、周辺は草刈りされていました。これからも申請地の栽培管理をされると思います。

議長（代）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（代）： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり許可することに決定します。

ここで、議長を坂本会長に戻します。

議長（坂本会長）： これより、議長を務めます。

次に、「番号7」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号7」

所 在：稲美町国安字中道（国安南交差点北方）

地 目：田

面 積：945㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：相続により所有者となった町外在住者

譲受人：町内在住兼業農業者

農機具：トラクター・田植機・草刈機・軽トラック

栽培作物：水稻・野菜

長： 「番号7」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進員は藤田委員です。譲受人は耕作の見込みがあるので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号7」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

9番・井澤委員： 申請地は耕してありました。譲受人は、隣接地を所有しており一体で管理することもできます。耕作の見込みがあるので問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号7」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号8」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号8」

所在：稲美町岡字外ラ (出新田集落内)

地目：田

面積：606㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター・田植機・管理機・軽トラックなど

栽培作物：水稲・野菜

議長： 「番号8」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進員は田口委員です。譲受人はこれまでから申請地を耕作しており、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号8」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

9番・井澤委員： 申請地は住宅の中にあります。いろいろな野菜が植えられており、生き生きと育っていました。これまでも申請地で野菜の栽培をされていますので問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号8」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町野寺字上南岡 (母里小学校西方)

地目： 田

面積： 1,504㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 不動産業者

転用目的： 露天車両・資材置場

土地利用計画： 西側は道路高さまで盛土する。雨水は、南西方向へ緩やかな下り勾配をつけ、南側の開発済み区域の道路側溝へ流す。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。申請地の北側は畑で現在耕作はなし。東側は一部が学校用地でコンクリート擁壁あり、他は田。南側は宅地、西側は道路に接している。転用による農業用排水、道路等への影響は無いと思われるが、東側の農地への出入り口の確保が必要との報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地は耕してありました。転用による雨水の影響は無いと思います。東に残る農地への進入路については、2期開発時につけたと思われる、1.8mくらいの幅のものが、高い畦に上られるスロープもついていました。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に 番 委員、 番 委員、 番 委員が抵触しますので、 委員、 委員、 委員の退席を求めます。

( 委員、 委員、 委員 退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、改正農業経営基盤強化促進法2年間の経過措置に基づき、旧法第18条第1項の規定により、稲美町長から農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 41件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 100件

申請筆数： 213筆

申請面積： 244, 904㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 1件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 2件

申請筆数： 6筆

申請面積： 6, 776㎡

「各筆明細」（農地中間管理機構の借受転貸が同時）

利用権を設定する申請者（借受者）： 40件

利用権を設定する申請者（バンク）： 1件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 98件

申請筆数： 207筆

申請面積： 238, 128㎡

事務局： 説明は以上です。

議長： 最適化推進委員からの報告や意見はありましたか。

事務局： 最適化推進委員から、報告や意見はありません。

議長： 説明・報告は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございませ

んか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。  
農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

退席中の 委員、 委員、 委員は自席にお戻りください。

( 委員、 委員、 委員 席に戻る)

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。  
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和5年11月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年11月24日

議長 坂本英正

委員 山口透

委員 上田尚秋